

# 第21回農業委員会総会議事録

令和元年9月6日（金）

射水市役所大島分庁舎大会議室

射水市農業委員会

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 報 告
- 4 議 事

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 報告(報告第78号から第81号)  
日程第4 議事(議案第73号から第75号)

委員及び出欠委員の氏名

議 長 舟木 康眞

委員の定数 25名  
委員の現在数 25名

出 席 委 員 ( 2 1 人 )

1 番	稲垣 潔	2 番	横山 實
3 番	松山 宗則	4 番	永森 薫
5 番	有沢 敏博	6 番	城石 美枝子
7 番	砂原 仁志	8 番	前田 進
10 番	舟木 康眞	11 番	帯刀 眞理子
12 番	土合 正夫	13 番	山本 克伸
14 番	森 敏朗	15 番	進藤 久司
16 番	宮下 勉	18 番	山谷 孝芳
19 番	佐伯 瑞穂	20 番	樋上 豊
21 番	明石 茂	22 番	堀 正
23 番	水上 幸雄		

欠 席 委 員 ( 4 人 )

9 番	石庭 文男	17 番	村上 利之
24 番	齊藤 高志	25 番	大垣 秀雄

## 議事日程

### 第1 議事録署名人の指名

- 第2 報告第 78 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について  
報告第 79 号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出の受理について  
報告第 80 号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について  
報告第 81 号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について

- 議案第 73 号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第 74 号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
議案第 75 号 農用地利用集積計画の決定について

### 事務のために出席した事務局職員

#### 射水市農業委員会事務局

事務局長	福井 有希夫	副主幹	西尾 哲
主 査	青木 克憲	主 任	吉田 大樹

#### 射水市農林水産課

主 任 矢野 由香里

### 会議の概要

開会時刻 午後2時00分

#### 議長（舟木会長）

ただいまから、第21回の射水市農業委員会総会を開会いたします。  
本総会は出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。  
それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

#### 議事録署名委員の指名

#### 議長（舟木会長）

それでは、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。  
本総会の議事録署名委員は、会議規則第21条の規定により、議長において「1番 稲垣委員」「2番 横山委員」をそれぞれ指名します。

以上で日程第1を終わります。

#### 会 期 の 決 定

議長（舟木会長）

次に、日程第2の会期の決定についてお諮りします。  
本定例会の会期は、本日1日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定します。  
以上で日程第2を終わります。

報 告

議長（舟木会長）

次に、日程第3 報告事項に入ります。

（報告第78号の説明）

議長（舟木会長）

報告第78号農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について  
議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(青木)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。  
これより、各案件に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。  
各案件について、ご了知をお願いします。

（報告第79号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第79号農地法第3条第1項第13号の規定による届出の受理  
について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(青木)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。  
これより、各案件に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。  
各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

(報告第80号の説明)

議長(舟木会長)

次に報告第80号農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について議題とします。  
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(青木)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。  
これより、各案件に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。  
各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

(報告第81号の説明)

議長(舟木会長)

次に報告第81号農地法第5条第1項第6号の規定による通知等について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(青木)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。  
これより、各案件に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。  
各案件について、ご了知をお願いします。以上で日程第3を終わります。

議長(舟木会長)

次に日程第4、本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。  
各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

(議案第73号説明・表決)

議長(舟木会長)

それでは、まず議案第73号農地法第3条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。  
それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(青木)

議案書の5ページをご覧ください。  
今回は1件ございます。

【議案第73号について議案書をもとに朗読】

議長(舟木会長)

事務局の説明が終わりました。  
これより本議案について質疑に入ります。  
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。  
質疑ありませんか。

松山委員

耕作面積は〇〇市内の面積が入るのではないか。許可の要件を本当に満たしているのか。

事務局（青木）

議受人は農地所有適格法人であり、射水支店に専任のスタッフを置くとのことで、農地法3条の規定を満たしている。

議長（舟木会長）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

それでは、本議案を直ちに採決いたします。

議案第73号農地法第3条の規定による許可申請について、許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手です。

よって、議案第73号農地法第3条の規定による許可申請についてを許可相当と認めることに賛成することに可決いたしました。

（議案第74号説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第74号農地法第4条第1項の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（青木）

議案書6ページの議案第74号をご覧ください。

今月の農地法第4条の許可申請は1件でございます。

それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第74号について議案書をもとに朗読】

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。

これより地域の委員の意見を求めます。

議長（舟木会長）

議案第74号の1番について、前田職務代理より説明をお願いします。

前田職務代理

議案第74号の1番について説明します。

申請人は〇〇市内の児童発達支援事業及び放課後デイサービス事業を営んでいます。

近年〇〇市からの利用が増加し、〇〇市内に事業所を設けることになりましたが、もともと個人の住宅地であったため、十分な駐車場が確保できておりません。そこで、隣接する申請地を駐車場及び通路として利用することとし今回転用申請をした次第です。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（舟木会長）

以上、地元委員より意見を述べていただきました。

これより、本議案についての質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第74号農地法第4条第1項の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手であります。

よって、議案第74号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

（議案第75号説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第75号 農用地利用集積計画の決定について議題としてお諮りします。

なお、本議案中、私に関する案件が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該議案の審議開始から終了まで退席いたします。

前田職務代理

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（矢野）

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は3件です。

【議案書に基づいて、農用地利用集積計画（案）の内容を説明】

前田職務代理

以上で事務局の説明が終わりました。  
これより、本議案について質疑に入ります。  
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

（「なし」の声起る）

前田職務代理

別段ないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。  
議案第75号農用地利用集積計画の決定について原案どおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

前田職務代理

挙手全員であります。  
よって、議案第75号射水市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに可決されました。

議長（舟木会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。  
委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。  
以上をもって第21回総会を閉会します。

閉会時刻 午後2時37分

その他報告事項

令和元年度農地利用状況調査について

農業委員会活動記録簿（令和元年7月～8月分）について

次回開催場所と時刻について

- ・開催日 10月7日(月)午後2時から
- ・会場 大島分庁舎大会議室

配布資料

- ・農家相談の手引き

その他

- ・人・農地プランの実質化の判断について

第二十一回農業委員会総会議事録

縦覧中

縦覧期間

自 令和元年九月九日  
至 令和元年九月三十日